

2013年2月1日発行 第155号

おのころ
通信

聖隷淡路病院
〒656-2401
兵庫県淡路市岩屋38
TEL.(0799)72-3636
FAX(0799)72-5071
ホームページアドレス
<http://www.seirei.or.jp/awaji/>
発行責任者 長田 裕
編集責任者 白井義隆



聖隷精神(隣人愛)を継承し
地域に根ざした医療・福祉に貢献する

「フロントサービス」を開始しました



外来に来られる患者様の中には、年齢や病気から体調がすぐれず、受診の受付一つが大きな負担となっている方もいらっしゃると思います。

そんな時は、病院の正面玄関前にいる「フロントサービス係」に一声お掛け下さい。「フロントサービス係」は、送迎の車からの乗り降りのサポートや、受付作業・問診票記入のお手伝い。玄関前の車の混雑時の整理など、来院された患者様が困られないよう、目配り・気配りをして皆様のご来院をお待ちしています。

なにか「ちょっとした困りごと」がある場合には、お気軽に声をおかけください。(事務課 金山 陽介)

今月のトピックス! 限度額適用認定証をご存知ですか?

入院費や、がん治療などの高額な医療費は家計を圧迫することになりますが、医療費の負担を軽減する公的制度を活用して頂きたいと思います。まず、入院することが決まった時、また高額な外来診療を受ける時には限度額適用認定証の申請手続きをご利用ください。

高額療養費制度では、医療費の全額を支払ったうえで申請することにより、自己負担限度額を超えた金額が払い戻されます。しかし、一時的にせよ多額の医療費を支払うことになるため、経済的に大きな負担となります。そこで、あらかじめ「限度額適用認定証」の交付を受け医療機関の窓口で提示することで、医療機関ごとにひと月の支払い額が自己負担限度額までとなり、経済的負担が軽減されます。

- * 食事代や保険適用とならない費用(差額ベッド代など)は別途お支払いが必要です。
- * また、これまでは入院のみでしたが、外来診療についても平成24年4月1日から適用となりました。

◆対象者

70歳未満の方が対象です。(70歳以上の方は高齢受給者証によって自己負担限度額までの支払いとなりますので申請の必要はありません) 70歳以上で所得区分が一般、現役並み所得の方は「高齢受給者証」を提示すること。所得区分が低所得の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請が必要です。

◆限度額適用認定証を利用する場合の流れ

- ①加入している保険者(加入している医療保険)に申請
- ②保険者から「限度額適用認定証」の交付
- ③医療機関に交付された「限度額適用認定証」を提示

◆認定証交付申請先は、保険者(加入している医療保険)の種類によって異なります。

- ・国民健康保険は各市町村役場
- 組合管掌健康保険は各健康保険組合
- 船員保険と全国健康保険協会は協会の各都道府県支部、共済組合は各共済組合です。

* 保険料(税)に滞納がある世帯には原則交付されません

このような公的制度につきましては、医療相談員(島田・早川)・受付でお問い合わせいただき、ご利用ください。



緩和ケア便り 第10通

在宅生活を送るにあたり必要になってくるであろう、高さを調整できるベッドや手すり、車椅子などのレンタルをお考えの方、介護保険を利用してレンタルができます。その他一日だけ車椅子をレンタルしたいといった希望も可能です。気になることがございましたら医療相談員や病院スタッフにご相談ください。(緩和ケアチーム)

緩和ケア相談窓口

担当者: 緩和ケアチーム(医師、看護師、訪問看護師、薬剤師、リハビリ、医療相談員など)

相談場所: 1F 医療相談室 ※電話相談も可能です

相談日時: 毎週木曜日(8時半~16時)

診察をご希望の方は、外来受診: 月・水・金曜日(午前中) 黒田医師担当外来へお越し下さい。

お知らせ

○土曜日 午前中の皮膚科診療がはじまりました(年度内は月2回の診療)。診療スケジュールを医師担当表に記載しましたので、ご確認の上お気軽にご利用下さいませよう、ご案内致します。
TEL: (0799) 72-3636 (平日8:30~16:30)

医師担当表 2013年2月

●午前診療● (祝・日休診)

診療科	月	火	水	木	金	土
内科	佐藤 (予約制)	—	佐藤 (予約制)	佐藤 (予約制)	佐藤 (予約制)	交代制
総合診療科	長田	黒田	黒田	依藤	黒田	
外科	黒田	大森	鄭 (7・21日)	長田 (14・28日)	大森	
整形外科	吉原	— (手術日)	吉原	吉原	吉原	
産婦人科	—	山本	—	—	—	
皮膚科	—	—	鄭	—	—	

●午後診療●

産婦人科	山本	山本	依藤	依藤	山本	—
皮膚科	—	—	—	—	鄭	—

- 土曜日は内科、外科、整形外科の医師が交代で診察いたします。担当医については、お電話でお問合わせください。
- 内視鏡検査は、火曜日と木曜日に行っています。
- 28日(木)の内科は休診となります。

外来受付時間：午前 7:30~11:30 診療は 9:00~12:00
午後 13:30~16:30 診療は 14:00~17:00
祝日・日曜日は休診です。

☆急病者様は、お電話にてご連絡ください。Tel.(0799)72-3636
入院面会時間：20:00まで

ドクターおのころの ちよこつばなし

TPPと日本の医療

現在TPP(環太平洋経済連携協定)への参加の是非について国会で議論されています。TPPとは太平洋周辺の国々の間で、ヒト、モノ、サービス、カネの移動をほぼ完全に自由にしようという国際協定です。日本全体ではメリットがデメリットを上回ると言われていますが、不安要因を抱える農業、医療の分野で反対意見が多くみられます。

医療分野について予想されることを簡単に列挙したいと思います。

(1) 混合診療の解禁

混合診療とは保険が適応されていない新薬や治療手技の使用を自由診療として認めることです。現在、一部を除き基本的に認められていません。この結果、高額医療にそなえるために私的医療保険の市場拡大、公的医療保険の縮小が予想され、国民皆保険の崩壊につながる可能性があります。

(2) 医療への企業参入

企業参入が自由化されると、営利的医療機関の増加が予想され、混合診療の拡大、医療受診の貧富格差につながるおそれがあります。

(3) 医薬品、医療機器・機材の輸入の自由化

高額な医療資機材の輸入により治療費が高騰するおそれがあります。しかしまた日本の医療関連企業のなかには世界のトップレベルの会社もあり、日本社会の活性化につながる可能性もあります。

(4) 人材流入・流出の自由化

言葉や慣習・文化の違いが大きいと考えられるため、現時点では医療従事者の流入は現実的ではないようですが、医師の流出は考えられます。

日本の医療と医療制度は、世界的にも優れたものであります。しかしまた国民皆保険制度は世界的には稀なものであることも認識する必要があります。

皆さんにTPPについて考えるきっかけになればと思います。



(病院長 長田 裕)

●無料定額診療事業のお知らせ●

当院は社会福祉事業法にある「無料低額診療事業」を実施している病院です。経済的理由等により医療サービスを受けられない方への支援を積極的に推進する事業所です。制度の利用については、医療相談室へご相談ください。
医療相談室(社会福祉士：島田・早川) TEL: 0799-72-3640